

議案第38号

県立自然公園条例の一部を改正する条例制定の件

県立自然公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

県立自然公園条例の一部を改正する条例

県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第6条・第6条の2」に、「第6章 生態系維持回復事業（第25条—第28条）」を「第6章 生態系維持回復事業（第25条—第28条）  
第6条の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第28条の2—第28条の6）」に、「第42条」を「第42条の2」に改める。

第2条第4号中「県立自然公園」を「自然公園」に改める。

第3条第1項中「において」の次に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加え、同条第2項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第6条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第3章中第6条の次に次の1条を加える。

（協議会による公園計画の変更の提案）

第6条の2 第13条の2第1項に規定する協議会は第13条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第28条の2第1項に規定する協議会は第28条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第7条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

第10条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公園事業者（第8条第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。第13条の次に次の5条を加える。

（自然公園における協議会）

第13条の2 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第23条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

(3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

（利用拠点整備改善計画の認定）

第13条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に係る基本的な方針
- (3) 利用拠点整備改善計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
- (5) 第8条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
- (6) 第8条第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
- (7) 計画期間
- (8) その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第13条の4 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第13条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、

規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項、第13条の6及び第14条第2項において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第13条の5 知事は、第13条の3第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（公園事業に関する特例）

第13条の6 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第13条の3第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第8条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第14条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、第13条の3第4項の認定を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第18条第7項中「前4項」を「第3項から前項まで」に改め、同項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業（第28条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第28条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第20条第7項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第24条第1項に次の1号を加える。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第24条第2項中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第6章の次に次の1章を加える。

#### 第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第28条の2 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第13条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。

この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第28条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第28条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第28条の3 前条第1項に規定する協議会（以下この項及び次条第1項において単に「協議会」という。）において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第28条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第28条の5 知事は、第28条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第28条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第28条の6 知事は、第28条の3第3項の認定を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な

な限度において、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第29条第1項中「第36条第1号」を「第36条第1項第1号」に、「当該公園」を「当該自然公園」に改める。

第35条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改める。

第36条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第37条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第9章中第42条の次に次の1条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第42条の2 県は、自然公園の利用の増進に資するため、国内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第43条中「第13条第1項又は第21条第1項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第13条第1項又は第21条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第18条第3項の規定に違反したとき。

第44条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号中「第8条第6項」を「第8条第3項の認可を受けた者が、同条第6項」に、「者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第2号中「者」を「とき。」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第3号とする。

第45条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第46条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号中「第14条第1項」の次に「若しくは第2項若しくは第28条の6第1項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号から第6号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第7号中「同条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「者」を「とき。」に改

め、同条第8号中「者」を「とき。」に改める。

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

(提案理由)

自然公園法の改正に準じ、県立自然公園について、質の高い自然体験活動の促進等のための協議会を設置し、利用のための規制の強化等の措置を講ずる等のため、所要の改正をしようとするものである。